パワーアライアンス税理士事務所 News

Power Alliance Tax Accountant Office

編集発行人
パワーアライアンス税理士事務所
税理士 若杉 治
〒151-0073
東京都渋谷区笹塚3-37-1
第1花井ビル2F
TEL 03(5365)4744㈹
FAX 03(5365)4745
E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

◆ 8月の税務と労務

国　税／7月分源泉所得税の納付　8月10日
国　税／6月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）　8月31日
国　税／12月決算法人の中間申告　8月31日
国　税／9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合）　8月31日
国　税／個人事業者の消費税等の中間申告　8月31日
地方税／個人事業税第1期分の納付　都道府県の条例で定める日
地方税／個人住民税第2期分の納付　市町村の条例で定める日

8月 （葉月）AUGUST

11日・山の日

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

ワンポイント

国税庁適格請求書発行事業者公表サイト　受領したインボイスに記載された「登録番号」が取引時点で有効なものかどうかは、国税庁適格請求書発行事業者公表サイトで確認できます。登録番号で検索すると、法人や個人事業者の主たる屋号、登録・取消・失効年月日、事務所の所在地などが確認でき、データのダウンロードも可能です。

令和5年度改正を踏まえた～
中小企業投資促進税制 経営強化税制

令和5年度税制改正で見直された「中小企業投資促進税制」と「中小企業経営強化税制」を取り上げます。この税制は、一定の個人事業主も適用を受けることができますが、法人について確認していきます。

一　中小企業投資促進税制

(1)　制度の概要

中小企業投資促進税制は、一定の機械装置などの取得や製作などをした場合に、特別償却や税額控除を受けることができる制度です。

この制度を適用することができる事業者は、青色申告書を提出する中小企業者（下図参照）・農業協同組合等・商店街振興組合です。なお、資本金の額又は出資金の額が3000万円を超える法人は、税額控除を適用することができません。

(2)　対象となる資産

制度の対象となる資産は、指定期間内に取得した新品の資産で、一定の金額以上の機械装置や工具、一定の条件を満たすソフトウェアなどです。ただし一定の船舶を除き、貸付用の資産は対象になりません。

(3)　特別償却限度額・税額控除限度額

特別償却を適用する場合の償却限度額は、取得価額の30％です。なお船舶については、取得価額に75％を乗じた金額の30％が償却限度額になります。

税額控除を適用する場合の税額控除限度額は、取得価額（船舶の場合は取得価額に75％を乗じた金額）の7％です。なお控除上限は、中小企業経営強化税制の控除税額との合計で法人税額の20％相当額です。20％を超えた場合、超えた金額はその事業年度で控除することができず、翌事業年度に繰り越されます。

図　中小企業者の範囲

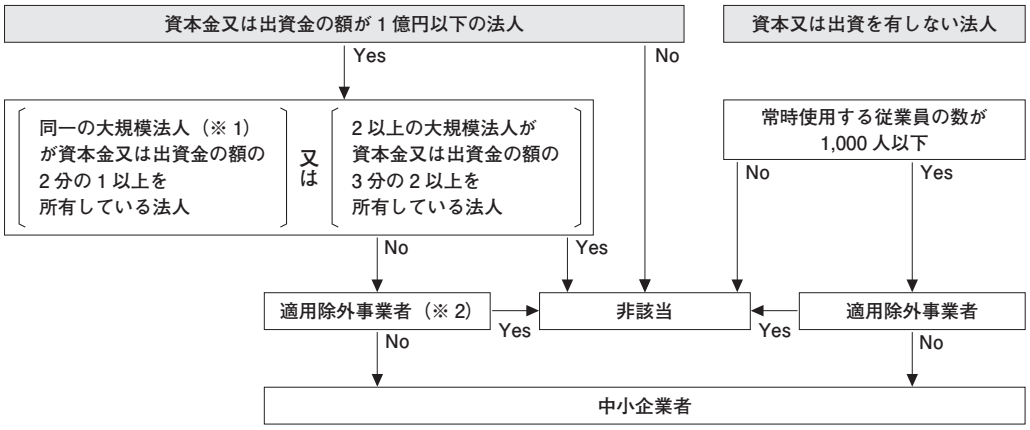

※１：大規模法人とは、次の①～④に該当する法人をいいます。
①資本金又は出資金の額が１億円を超える法人
②資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人
③大法人（資本金又は出資金の額が５億円以上の法人など一定の法人）による完全支配関係がある法人
④100％グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を直接・間接に保有されている法人

※２：適用除外事業者とは、次の算式で計算した金額が15億円を超える法人

$$\frac{\text{その事業年度開始の日前３年以内に終了した各事業年度の所得金額の合計額}}{\text{上記の各事業年度の月数の合計数}} \times 12$$

(4) **留意点**

この制度を適用した場合、研究開発税制を除き、租税特別措置法で定められた圧縮記帳などとの重複適用はできません。また、一つの資産についてこの制度による特別償却と税額控除を重複して適用することもできません。なお、対象資産が複数ある場合には、一部の対象資産については特別償却を適用し、他の対象資産については税額控除を適用することは可能です。

(5) **令和5年度税制改正**

令和5年度の税制改正では、対象となる資産について、コインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理の概ね全部を他の者に委託するものについては、除外されました。その上で、指定期間が令和7年3月31日まで2年間延長されました。

二　中小企業経営強化税制

(1) **制度の概要**

中小企業経営強化税制は、中小企業者などが中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づいて、一定の設備の取得や製作などをした場合に、即時償却や税額控除を受けることができる制度です。この制度を適用することができる事業者は、中小企業投資促進税制を適用することができる法人のうち、中小企業等経営強化法に定める認定を受けた特定事業者等になります。

(2) **対象となる資産**

制度の対象となる資産は、指定期間内に取得した資産のうち、①生産等設備を構成する機械装置・工具・器具備品・建物附属設備・一定のソフトウェアであること、②中小企業等経営強化法に規定する経営力向上設備等に該当すること、③最低取得価額を満たすこと、の3つの要件を満たす資産です（下表参照）。

(3) **特別償却限度額・税額控除限度額**

特別償却を適用する場合の償却限度額は、取得価額から普通償却限度額を控除した金額です。つまり、この制度を適用すると、取得価額の全額を即時に償却することができます。

税額控除を適用する場合の税額控除限度額は、取得価額の10％です。ただし、資本金または出資金の額が3000万円を超える法人は、取得価額の7％になります。なお控除上限は、中小企業投資促進税制の控除税額との合計で法人税額の20％相当額です。20％を超えた場合、超えた金額はその事業年度で控除することができず、翌事業年度に繰り越されます。

(4) **令和5年度税制改正**

令和5年度の税制改正では、対象となる資産について、コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理の概ね全部を他の者に委託するものについては、除外されました。その上で、指定期間が令和7年3月31日まで延長されました。

表　中小企業経営強化税制の対象資産（経済産業省資料より）

類型	要件	確認者	対象設備	その他の要件
生産性向上設備（A類型）	生産性が旧モデル比で年平均1％以上向上する設備	工業会等	機械装置（160万円以上） 工具・器具備品（30万円以上） 建物附属設備（60万円以上） ソフトウェア（70万円以上）	・生産等設備を構成するもの ・国内への投資であること ・中古資産や貸付資産でないこと など
収益力強化設備（B類型）	投資収益率が年平均5％以上の投資計画に係る設備	経済産業局		
デジタル化設備（C類型）	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかを可能にする設備			
経営資源集約化設備（D類型）	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定の割合以上の投資計画に係る設備			

※　A類型については、対象設備の工具、ソフトウェアは一定のものに限られています。

暑中のご挨拶

暑中お見舞い申し上げます。

新型コロナ感染症法上の位置付けが５月８日から「５類」に引き下げられました。これを受けて経済活動等もコロナ以前に向けて戻っていきますが、早い回復を促すためにも政府の継続的な支援策が期待されます。

令和５年度税制改正では、10月からスタートするインボイス制度の円滑な実施に向けた所要の措置として、免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の納税額に係る負担軽減措置や課税売上高が１億円以下である事業者に対する事務負担軽減措置などが手当てされました。また、電子帳簿等保存制度について電子取引データを保存要件に従って保存することができなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対して新たな猶予措置が令和６年１月から講じられます。

労務関係では、４月１日以降、すべての事業所において月60時間を超える法定時間外労働をさせた場合、その超えた部分については割増賃金率が50％以上の割増賃金を支払うこととなっています。また、賃金の支払方法について労働者の同意を得た上でデジタル払いが可能となりました。デジタル払いを行うためには就業規則の変更などの手続きが必要になりますので実施にあたっては注意が必要です。

皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念し、ご挨拶といたします。

実費弁償金の消費税課税

Q 弁護士への支払に、実費弁償分の宿泊費と交通費のほか、登録免許税の立替金が含まれていました。これらの費用は当社の課税仕入になりますか。

A 弁護士の業務に関する報酬又は料金は、弁護士がその業務の遂行に関連して依頼者から支払を受ける一切の金銭をいうものと解されています。

従って、実費弁償分の宿泊費や交通費も弁護士の報酬又は料金に含まれ、役務の提供の対価として、課税仕入に該当します。

ただし、依頼者が本来納付すべき登録免許税については、弁護士において報酬又は料金と明確に区分し、立替金としている場合には、御社が登録免許税を負担したことになりますが、その支払には消費税は課税されませんから、御社の課税仕入には該当しないことになります。

スマホ等による電子納税証明書等の申請

スマホやタブレット端末での電子納税証明書（PDF）の交付及び納税証明書の郵送による書面交付については、e-TaxソフトのWEB版に加え、SP版（スマホ利用者向け）から申請が可能です。

これにより、税務署窓口に行かずとも請求から受取まで非対面で交付が可能となり、手数料も１税目１年度１枚あたり370円（書面での請求は同400円）と安くなっています。

また、期限内であれば、書面として何枚も印刷することができ、ダウンロードした電子データは何度でも使用することができます。

電子申請にはマイナンバーカード（法人の場合は代表者本人）が必要となります。

納税証明書の請求及び受取には、この他にもオンライン請求し税務署窓口で受け取ることも可能です。